

認定申請書（一定の複数建築物に対する制限の特例用）

神奈川県建築基準条例第 条 第 項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

神奈川県知事殿

年 月 日

申請者氏名

【1 申請者】

【氏名のフリガナ】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2 設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員		係員

(第2面)

申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項			
【1 地名地番】			
【2 住居表示】			
【3 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別】			
<input type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input type="checkbox"/>	準都市計画区域内	
<input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4 防火地域】	<input type="checkbox"/>	防火地域	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	準防火地域	<input type="checkbox"/>
			指定なし
【5 その他の区域、地域、地区又は街区】			
【6 道路】			
【幅員】			
【申請区域と接している部分の長さ】			
【7 申請区域の面積】			
【申請区域の面積】 (1)	()	()	()
	()	()	()
【用途地域等】	()	()	()
【建築基準法第52条第1項及び第2項又は神奈川県建築基準条例第52条の9第1項の規定による建築物の容積率】	()	()	()
【建築基準法第53条第1項又は神奈川県建築基準条例第52条の10第1項の規定による建築物の建蔽率】	()	()	()
【申請区域の面積の合計】 (1)	()	()	()
	()	()	()
【申請区域に建築可能な延べ面積を申請区域の面積で除した数値】			
【申請区域に建築可能な建築面積を申請区域の面積で除した数値】			
【備考】			
【8 建築物の番号】	()	()	()
【9 敷地面積】	()	()	() (合計)
	()	()	()
【10 建築面積】			(合計)
【建築面積】	()	()	()
【建築面積の申請区域の面積に対する割合】			
【11 延べ面積】			(合計)
【建築物全体】	()	()	()
【地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()
【エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()
【共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()
【認定機械室等の部分】	()	()	()
【自動車車庫等の部分】	()	()	()
【備蓄倉庫の部分】	()	()	()
【蓄電池の設置部分】	()	()	()
【自家発電設備の設置部分】	()	()	()
	()	()	()

【貯水槽の設置部分】	() () () ()
【宅配ボックスの設置部分】	() () () ()
【その他の不算入部分】	() () () ()
【住宅の部分】	() () () ()
【老人ホーム等の部分】	() () () ()
【延べ面積】	
【延べ面積の申請区域の面積に対する割合】	
【12 用途地域】	() () ()
【13 附属自動車車庫の床面積等】	
【建築物に附属する自動車車庫の床面積の合計】	() () ()
【建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積】	() () ()
【14 建築物の数】	
【申請に係る建築物の数】	
【申請区域内の他の建築物の数】	
【15 工事着手予定年月日】	年 月 日
【16 工事完了予定年月日】	年 月 日
【17 その他必要な事項】	
【18 備考】	

- 4 第2面の7の【申請区域の面積】の欄(1)は、申請区域が、用途地域が異なる地域等又は都市計画区域若しくは準都市計画区域の内外にわたる場合においては、それぞれの地域、地区若しくは区域ごとに、それぞれの地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。同欄(2)は、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が同一敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、同欄(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。
- 5 第2面の8から13までは、申請区域内の敷地ごとに記入してください。
- 6 第3面の4は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当する□内全てに \surd 印を記入してください。なお、「準耐火構造」に該当する場合においては、準耐火時間(主要構造部に要求される時間をいう。)を併せて記入してください。